

組 織 規 程

第1条 当通所事業の組織及び事務分業はこの規程の定めるところによる

第2条 当通所事業所には代表者、管理者、生活相談員を置く

代表者は、運営業務を総理し、健全、適正な運営を推進する

管理者は、運営業務を管理し、職員を指揮監督して、事業所の適正な運営を図らなければならない

管理者は次の事項について、代表者と協議の上決定できる

- (1) 職員の人事及び給料に関すること
- (2) 物品購入先の決定に関すること

管理者は、次の事項について専決処理できる

- (1) 職員の欠勤、休暇及び私事旅行等諸願届の処理に関すること
- (2) 職員の出張に関すること
- (3) 職員の時間外勤務に関すること
- (4) 各スタッフの業務分業事項を定めること

生活相談員は管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、この業務を代行し、これを代表者に報告しなければならない

生活相談員は次の事項について、管理者と協議の上決定できる

- (1) 職員の勤務割振り
- (2) 施設内における各種研修について

第3条 当通所事業所の各職種別業務分業は以下の表の通りとする

介護職員等	バイタルチェック、身体介助
生活相談員等	利用者の生活相談、各種社会資源の情報提供
機能訓練指導員等	機能評価、機能訓練の指導、プログラム立案実行

第4条 事業所の指揮命令系統については通所事業所組織体制図（別紙）による

附則 この規程は2018年12月1日から施行する